

令和2年6月第6回亙理町議会臨時会会議録（第3号）

○ 令和2年6月16日第6回亙理町議会臨時会は、亙理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 小野 一 雄 2 番 鈴 木 邦 彦

3 番 高 野 進 4 番 結 城 喜 和

5 番 安 藤 美重子 6 番 大 槻 和 弘

7 番 鈴 木 秀 一 8 番 小 野 明 子

9 番 佐 藤 邦 彦 10番 木 村 満

11番 森 義 洋 12番 渡 邊 健 一

13番 澤 井 俊 一 14番 佐 藤 正 司

15番 鈴 木 高 行 16番 熊 田 芳 子

17番 鈴 木 邦 昭 18番 佐 藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	牛 坂 昌 浩	企 画 課 長	齋 義 弘
財 政 課 長	大 堀 俊 之	税 務 課 長	佐 々 木 厚
町 民 生 活 課 長	岡 崎 詳 子	福 祉 課 長	佐 藤 育 弘
長 寿 介 護 課 長	橋 元 栄 樹	子 ども 未 来 課 長	岩 泉 文 彦
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	関 本 博 之	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	齋 藤 輝 彦	上 下 水 道 課 長	齋 藤 秀 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 課 長	奥 野 光 正
教 育 次 長	南 條 守 一	教 育 総 務 課 長	太 田 貴 史
生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	牛 坂 昌 浩	代 表 監 査 委 員	渋 谷 憲 之

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	庶 務 班 長	佐 藤 貴
主 事	片 岡 工		

議事日程第3号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
議長諸報告
- 日程第 2 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 日程第 3 議案第50号 亶理町デマンド型乗合タクシー条例
- 日程第 4 議案第51号 亶理町町民乗合自動車条例
- 日程第 5 議案第52号 亶理町町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第53号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第54号 亶理町B & G海洋センター条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第55号 亶理町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第56号 亶理町精神障害者通所授産施設条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第57号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第58号 道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第12 議案第59号 工事請負契約の締結について（令和2年度旧庁舎・保健センター解体整地工事）
- 日程第13 議案第60号 あっせんの申立てについて
- 日程第14 議案第61号 令和2年度亶理町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第62号 令和2年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第63号 令和2年度亶理町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 報告第11号 繰越明許費繰越計算書について（令和元年度亶理町一般会計予算）

日程第18 報告第12号 繰越明許費繰越計算書について（令和元年度亙理町
公共下水道事業特別会計予算）

日程第19 報告第13号 事故繰越し繰越計算書について（令和元年度亙理町
一般会計予算）

日程第20 報告第14号 令和元年度亙理町水道事業会計予算繰越計算書につ
いて

日程第21 委員会の閉会中の継続審査申出について

日程第22 委員会の閉会中の継続調査申出について

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、14番 佐藤正司議員、15番
鈴木高行議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、教育福祉常任委員長から付託案件審査について、閉会中の継続審査の申出
を受理しております。

第2、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申出を受理し
ております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 選挙管理委員及び補充員の選挙

議長（佐藤 實君） 日程第2、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議長によって指名することに決定いたしました。初めに、選挙管理委員には亙理町逢隈鹿島字町東南27番地1 永沼次雄氏、亙理町荒浜字御狩屋159番地114 菊地正博氏、亙理町長瀬字曾根23番地129 小野喜久氏、亙理町逢隈蕨字梨木24番地3 木口巖夫氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました永沼次雄氏、菊地正博氏、小野喜久氏、木口巖夫氏、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、亙理町字道田西14番地1 小松武彦氏、亙理町吉田字中原55番地412 岩山 裕氏、亙理町逢隈高屋字鳥屋崎66番地 酒井輝郎氏、亙理町逢隈上郡字椿69番地 笹崎義浩氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました小松武彦氏、岩山 裕氏、酒井輝郎氏、笹崎義浩氏、以上の方が選挙管理委員補充員に当

選されました。

続いて、補充の順序についてお諮りいたします。補充の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

日程第3 議案第50号 亶理町デマンド型乗合タクシー条例

議長（佐藤 實君） 日程第3、議案第50号 亶理町デマンド型乗合タクシー条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画課長。

企画課長（齋 義弘君） それでは、議案第50号を説明いたします。議案書の1ページをお開きください。

議案第50号 亶理町デマンド型乗合タクシー条例。

第1条（目的）でございます。この条例は、公共交通が通っていない交通空白地域の解消や交通弱者の移動手段を確保するため、亶理町デマンド型乗合タクシー（以下「デマンドタクシー」という）を運行することで、町民の利便性の向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

第2条（定義）でございます。この条例において、デマンドタクシーとは、利用しようとする者（以下「利用者」という）から予約を受けて、乗合により乗車場所からそれぞれの目的地まで送迎することをいう。

第3条は、運行区域でございます。デマンドタクシーの運行区域は、亶理町内全域でございます。

第4条（運行日等）、デマンドタクシーの運行日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、亶理町の休日を定める条例、これに定める日は運行しないものとする。これにつきましては、国民の休日並びに年末年始をうたっております。

第2項、町長は、前項の規定に関わらず、特に必要と認めるときは臨時に運行し、または、臨時に運休することができる。

第3項、デマンドタクシーの運行時間については、規則で定める。

第5条（利用者）、利用者は、町内に住所を有し、利用者登録を行う者とする。
2ページでございます。

第6条（使用料金）、利用者は、1人1乗車につき、別表に掲げる使用料金を納付しなければならない。

第7条（使用料金の減免）、こちらでは、特別な理由があると認める者については、規則で定めるところにより、利用料金を減免することができるというものでございまして、内容につきましては、身体障害者とか、あと療育手帳等、あと精神障害者等の手帳をお持ちの方は半額に減免するという規定でございます。

第8条（使用料金の還付）、既に納付された使用料金は還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

第9条（利用の制限）でございます。第1号から第3号までの場合、乗車を拒否し、または運行の途中でも降車させることができるとしております。

第10条（業務の委託）、町長は、デマンドタクシーの運行に関する業務の全部または一部を、こちらにつきましては、タクシー事業者に委託するというものでございます。

第11条（委任）、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

4ページをご覧ください。

別表のほうでございます。第6条関係の使用料金について、こちらで記載してございます。大人、高校生以上につきましては400円、小中学生が200円、未就学児は無料、75歳以上が200円、65歳以上で運転免許証を自主返納し、かつ、返納時に交付される運転免許の取消通知書または運転経歴証明書の所持者ということで、利用登録時から1年間無料としてございます。

3ページのほうにお戻り頂きまして、附則としまして、この条例は令和2年8月1日から施行する。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） 何点かお尋ねいたします。

新たな公共交通としてデマンド型乗合タクシーが導入されることになるわけですね。どこからでもどこでも利用できる、この乗合タクシーは、高齢者、とりわけ後期高齢者には町民のニーズから、大変期待が大きいというふうに聞いております。

交通空白地域の解消と交通弱者の移動手段の確保から、町民の利便性の向上が確実に図られると私も思います。

そこでお聞きいたします。町民バスさざんか号との利用、併用利用になるわけですね。町民バスは、逢隈、荒浜、吉田西部、東部から亙理駅が終点の運行になっておりまして、ほとんどが亙理地区への通院、買物、銀行、公共施設の利用が大変多い状況であると。そのため、亙理町の地域特性といいますか、交通ルートを地図で見てもみますと、町民バス利用者が家の前まで来てくれる乗合タクシーへ便利なシステムの移行が当然考えられるわけです。

そうしますと、町民バス利用者が激減していくのではないかというふうな、私は心配を持ちます。

やはり、このようなことから、やっぱり町民バスとデマンド型乗合タクシーの競合ですね、役割分担、調整と運行利用計画、その適正化というものをどのように今回考えたのか、その1点、まずお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 町民バス、現在さざんか号でございますけれども、こちらにつきましては、路線型のバスとしまして、主要4路線走らせております。

亙理駅を中心にダイヤを作っておりますけれども、やっぱり利用が多いのが、朝夕の通勤通学、こちらのほうが中心となっております、こちらの現行の運行ダイヤにつきましては、そのまま継続で運行させていただきたいと考えております。

一方、デマンド型乗合タクシー、こちらは先ほど議員申されたように、ドアツードアというのが一番のメリットでございます、指定された場所から目的地まで利用できるというのが一番のメリットでございます。

現行の循環型のわたりん号、こちらは、亙理駅を中心に公共施設、役場もそうですけれども、医療機関とかスーパーなどに移動する際にお送りをされておりますけれども、今回のデマンド型乗合タクシーにつきましては、その役割を引き継ぎ

まして、さらに自由度が増すサービスとして期待しているところでございます。
以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） スタート時点に立って、1年間、2年間とやって、いろいろな反省点、調整点が出てきて、それらを生かしているいろいろな考え方が出てくるのかと思います。

そこで、次ですが、家の前から家の前、ドアツードアというデマンド型乗合タクシーは、大変高齢者の需要があるわけです。それは、民間タクシーと同じ利用形態であるからだと思います。地元のタクシー業界と今後どのようなすみ分けを行っていくのか。低料金であれば、当然民間よりも比較的400円、乗合という状態ではあるけれども、どうしてもこちらのほうにシフトしてくるんじゃないかというふうを考えられるわけですが、地元タクシー業界とのすみ分け、企業経営圧迫とは言いませんが、その辺の調整、考え方、どのような話を行ってきたのかお伺いします。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 既存のタクシー業者の経営の圧迫にならないのかというご心配でございますけれども、これまでやっぱりこのデマンド型乗合タクシーを運行するに当たって、もちろん地元のタクシー業者と打合せを何度も重ねて、ようやくここにたどり着いたわけでございます。

デマンドタクシーの運行につきましては、まず、地元のタクシー業者に委託するというのは、今申しましたとおり、町内を知り尽くしているということ、これが一番やっぱり地元のタクシーを使うというの一番のメリットでございますけれども、デマンド型乗合タクシーにつきましては、事前登録者のみの完全予約制であるということ。また、土日祝日は運行しないということです。あとは、町外への利用ができない。町内のみの利用ということになりますので、そういった一定の制約を設けておまして、緊急性とか、あと機動性を併せ持ちます既存のタクシーとは一線を画していると考えているところでございます、経営には大きな影響はないものと現在のところ考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 予約センターの業務についてであります。

旧役場庁舎の水道事業所のほうに予約センターを設置すると。そうしますと、業務内容については、全員協議会では説明がありましたが、このオペレーターとしての運行管理というのは、結構複雑になるのかなというふうに考えますが、その人材と人数をどのような配置、その運行計画も含めて、これが1点。

もう1点、あと、民間のタクシーを利用すると、使用するということになりますので、そのデマンド型乗合タクシーを運行している場合は、車両のデザインとか表示を一般のタクシーと区別して、しっかりと町民の皆様方にご奉仕できるような形を取っていくのか。この2点お願いします。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） まず、予約センターの、運行する場合のオペレーターでございすけれども、委託するタクシー事業者のほうからオペレーターを出していただくというような形で、今現在話しているところでございます。

そのオペレーターの業務につきましては、まず、利用者登録をしていただいて、その利用者の登録をまずコンピューターのほうに入力すると。あとは、実際に使う場合の利用者のどこからどこまで行きたいのかというような予約を受け付けます。その場合、コンピューターのほうにシステムが入っておりまして、何月何日の誰々さんはどこからどこまで移動すると。例えば2人目の方がどこからどこまで移動したいという場合に、最短距離でその経路を自動的に出せるようなシステムになっておりまして、そのシステムの運行につきましても、事前にそういった研修等を行ってやっていきたいと考えております。

次に、車両のデザインですけれども、こちらにつきましては、既存のタクシー事業者からタクシーを借り上げるということで、そのままの車両を借り上げますので、専用車両にはなりません。ですので、カラーリングを新しくするとか、デザインを特別決めるとか、そういったことは今のところ考えておりません。マグネット式で表示というのも考えたんですけれども、やっぱり既存のタクシーのほうに傷がつくというふうなことがございまして、そちらのほうは、ちょっと断念した経緯がございます。

今後は、運転手の方に腕章等をつけていただくとか、あと車両の中に何か表示できるものを考えていきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。14番佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 新規の条例ということでございます。第5条の利用者、利用者登録を行う者というふうになっております。

利用者登録、運行まで8月3日から運行というふうに聞いております。そうしますと、あと1か月半くらいになるわけですね。いつまで、いつから受付を開始して、利用者登録カードの郵送があると思うんですね。そういう手続等々もございます。

それと、申請書はどこで受け取ったらいいのか。

あとまた、電子申請も可能なのか。まず、そのところをお聞きいたします。

あともう1点、あと1か月半ということで、住民周知ですね。条件としては、利用者登録が必要だということと、1人でも乗り降りを行う方が乗車できるんですよ。障害等々については、同乗者が乗れば可能だということでございます。

あとまた、利用回数、1日について2回までとかと聞いているわけでございますけれども、その辺のPR、住民周知、その辺についてお伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） まず、いつから受け付けるのかということでございますけれども、利用の登録の方法等につきましては、広報わたりの7月号、またはホームページ等でお知らせをしていきたいと考えております。

周知次第、利用者の登録はすぐ開始したいと考えてございます。

その前に、住民説明会等も考えておったんですけれども、先日ちょっとお話しさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染症防止のため、慎重に開催時期を協議検討していくということで、役場の例えば高齢者関係の事業等を活用しまして、その中で、説明する時間を設けさせていただくとか、あとは、地区の区長会等で説明をしていきたいと考えているところでございます。

受付の開始につきましては、7月の広報が周知次第、すぐにでも開始したいと考えておるところでございます。

次に、利用者の登録カード等につきましては、こちらのほうは申請者に対しまして、改めてカードを配布するというふうには考えてございません。システム上、どこの誰が登録されているというのは、コンピューターのほうで管理したいと考えているところでございます。

あと、電子申請についても同様です。こちらもちょうと考えるはございません。

あと、周知につきましては、先ほど申しましたとおりでございまして、まず、先日の6月号の広報わたりのほうで既にわたりん号が生まれ変わりますということで、現在のわたりん号から新たな乗合タクシーのわたりん号に変わるんだよと。デマンド型乗合タクシーとはこういうものですよというようなお知らせは既にさせていただきますいております。

先ほど申しましたとおり、説明会、できる限り地域に出向いて説明会を行いながら、広報等も活用し、やっていきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） いち早く導入している大河原町でございますけれども、その利用者申請について、家族での申請を受け付けているわけでございます。生年月日、まずは申請者と電話番号、携帯まで、それと事前に知らせたい事項ということで、例えば少し耳が遠いとか、あとまた、子供さんが中学生とか小学生だというふうなことも事前登録のときに記載していて、それでカードをそれぞれ配布しているということでございます。

その辺参考にされたらいかがかなというふうに思います。

あともう一つ、大河原では、Q&Aを作っております。デマンドタクシーとはどういうものかというふうなことで、問合せに対してこういうことですよとかということで、その中で何点か、特に重要なのは、今新型コロナで風邪症状の場合でも乗車できますかというふうにQ&Aの中のその他に記載されているんです。風邪症状に該当する場合は、ご利用を控えてください。風邪の症状、くしゃみ、発熱等々、あと強い倦怠感、あと直近1か月以内に海外渡航歴のある方というふうなことをこのQ&Aに書いております。

亘理町もこういうふうに、コロナでなかなか説明会が難しいというふうなことで、なるべく細部にいって説明したいというふうなことでございますけれども、その説明のときにでも、このQ&Aを参考にされてはいかがかというふうに思います。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） ありがとうございます。

先ほど利用者登録をできる場所をちょっと発言しませんでしたので、そちらも併せて発言したいと思います。

利用者登録につきましては、役場、あとはオペレーターのいるセンター、そちらのほうでの登録、今現在考えているのが、より広く登録をしたいということで、地区交流センターも今検討しているところでございます。

登録の申請の内容ですけれども、まず、申請者の名前と、あと生年月日、あと住所はもちろんですけれども、あと一緒に申請する家族の方もこの申請書のほうに書くようになっております。性別と生年月日、あと緊急の連絡先等、あと一番最後に、運転手に知ってもらいたい事項ということで、こちらのほうにも特記事項書くような内容で掲載してございます。

それから、Q&Aの活用、こちらはぜひ参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 初めて、タクシー、乗合に慣れていない、初めての運行でございます。町民が戸惑いのないような運行体制にさせていただきたいというふうに思います。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。11番森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 2点伺います。

こちらの料金でございますけれども、こちらの支払い、これは町に入るのか、もしくはその事業者に入るのか、どちらになるか。

それと、こちらの支払い方法なんですが、料金の支払いについては、この2者ともどちらも今キャッシュレス決済のほうができるような状況で運行していると思います。この料金の支払いに関してもキャッシュレス決済ができるように考えているのか。こちら2点お答えをお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） まず、料金でございますけれども、こちらのほうは町に入るようになってございます。

あと、キャッシュレス決済ですけれども、スタート時にはまだそちらのほうは、キャッシュレス決済はできないようなことになって、現金のみということになります。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。5番安藤美重子議員。

5番（安藤美重子君） 登録のことについてお伺いいたします。

町内に住所を有している方ということなんですけれども、例えば町外にお嫁さんに行ったとか、進学、仕事の関係で住民票を向こうに移したという方が例えばご両親の介護のために、月のうち何日かこちらのほうに来ると。そういう方も利用できるようなシステムにしていったらいいんじゃないかなとちょっと思ったんですね。

それと併せて、介護する方がこの方でない場合、親戚とかお友達だったりする、他町の方も同乗できるような、そういうシステムにはならないものかどうかお伺いします。

議 長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 今現在は、町内の方のみの利用というふうに考えてございますので、ちょっと介護者の方が町外の場合とか、そういったことにつきましては、ちょっとほかの地域で今現在運行しているところも参考にさせていただいて、ちょっと検討させていただきたいと思います。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 安藤美重子議員。

5 番（安藤美重子君） 介護の関係で、今ですと、ほかのところから通っている子供さんとかおいっこさんとかめいっこさんとか、そういう方たちって結構いらっしゃるように思っております。

できるだけそういう方にも使っていただけるようなシステムにぜひしていただきたいと思います。

それから、もう一つなんですけれども、運行日について、町長が必要と認めたときは臨時に運行する。または運休することができるとありますけれども、このことについての周知方法というのは、決まっているのでしょうか。1日前に連絡するとか、1週間前に連絡するとかというような周知方法はどのようになっているのでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 例えば町長が特別に認めた場合の運休とかの場合、一番に考えられるのが台風とか災害があったときとか、そういった場合は、危険な場合運行できませんので、そういった場合は、分かる場合はもう事前に早めに周知したいと考えておりますけれども、急な場合については、その日決定した段階での周知という形になりますので、そこはケース・バイ・ケースという形になると思いま

す。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。6番大槻和弘議員。

6番（大槻和弘君） 3点ほどお聞きをいたします。

1つは、今回の条例の中で、以前の亘理町の町民の乗合自動車条例あるんですが、ここの中には、心身障害者、その他の交通弱者にとってというふうな、いわゆる心身障害者という言葉入っているんですよ。ところが、今回のやつに全然これが入っていない。第7条で若干、そこでも載ってはいませんが、それが1点。それがなぜなのかというのが1点。

それからもう一つ、4ページのほうのデマンドタクシーの使用料金表、ここの中も同じなんですけれども、障害のある方の介助員、この分のやつがここ出ていないんですよ。本来ならここに載せるべきではないかというふうに思うんです。

それから、3点目ですけれども、1日に利用できる回数について、2回というふうな話をされていますけれども、2回といっても往復というような考え方になるんだと思うんですけども、例えば病院のはしごするとか、いろいろなケースが考えられると思うので、午前行って午後行ってとかって、そういった要件の緩和というのは考えていないのかどうか。その3点。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 心障者等の交通弱者にとって利便性の高いというのは、以前の町民乗合自動車のほうには確かに載ってございます。

今回のデマンドタクシー並びに町民バスのほうは後で出てきますけれども、そちらのほうには明記してはおりません。第7条のほうの利用減免についてのやつは、規則のほうで定めておりますので、そちらには号立てでそれぞれこういった場合は減免するというふうに載せてございますので、そちらでカバーしていきたいと考えております。

あとは、料金表のほうに介助者のがないということなんですけれども、こちらにつきましても、規則のほうで定めておりますので、そちらもカバーできるかと思っております。

あと、回数ですけれども、こちらは、議員おっしゃるとおり、往復を想定しての2回というふうに限定してございます。それぞれに移動したい場合については、やはり現在のさざんか号を利用するとか、あと既存のタクシーを利用していただ

くとかというふうにやっていきたいと考えております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 最後になりますけれども、決して障害者のことを考えていないわけではないと思うので、精神的にはあるんだろうというふうに私理解しますけれども、それで、デマンドタクシーの使用料金表のほうですけれども、これは当然ネットとか、そういうところには載せていくということによろしいですね。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 載せていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第50号 亶理町デマンド型乗合タクシー条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号 亶理町デマンド型乗合タクシー条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第51号 亶理町町民乗合自動車条例

議長（佐藤 實君） 日程第4、議案第51号 亶理町町民乗合自動車条例の件を議題いたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画課長。

企画課長（齋 義弘君） それでは、議案第51号について説明申し上げます。5ページをお開きください。

亶理町町民乗合自動車条例。

亘理町町民乗合自動車条例の全部を改正する。

第1条（趣旨）、この条例は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、亘理町町民乗合自動車（以下（町民バス）という）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条（設置）、道路運送法第78条第1項、こちらは有償運送についてうたっているところでございます。の規定により、町民の生活、交通の確保を図るため、町民バスを設置するというものでございます。

第3条（運行経路）につきましては、次のとおりとするということで、4路線、こちらは現行と変わってございません。

第4条（運行日等）、こちらはデマンドタクシーと同様、月曜日から金曜日まで。ただし、国民の休日並びに年末年始は運行しない。

第2項は、前項の規定に関わらず、特に必要と認めたときは臨時に運行し、または臨時に運休することができるというものでございます。

第5条（使用料金の納付）、町民バスの利用者（以下「乗客」という）は、別表に掲げる使用料金を納付しなければならない。

第6条（使用料金の種類）、料金の種類は、1号から3号まで。普通使用料金、回数乗車券使用料金、定期乗車券使用料金の3つでございます。

第7条（使用料金の減免）、こちらにつきましては、町長は特別な理由があると認める者については、規則で定めるところにより料金を減免することができる。

第8条（使用料金の還付）、こちらにつきましては、基本的には還付しないんですけれども、町長が特別な理由があると認めるときは、全部または一部を還付することができる。

第9条（利用の制限）、こちらにつきましても、デマンドタクシーと同様です。規定してございます。

第10条（委任）、町長は、この条例にさだめるもののほか、町民バスの管理運営に関し、必要な事項は規則で定める。

8ページのほう、別表第5条関係、料金表ですね。こちら載ってございます。こちらの料金表につきましては、現行の料金と変わってございません。

最後に附則、この条例は令和2年8月1日から施行するというものでございま

す。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番澤井俊一議員。

13番（澤井俊一君） 2点ほどお伺いします。

規則で定めているとは思いますが、定期券乗車券、これは月ごとで多分払戻しはあると思いますが、回数券については、当然払戻しはしないとは思いますが、あと、有効期限はどうなっているのか。回数券についてお伺いします。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） まず、回数券の還付ですね。料金の還付ということでございますけれども、回数券の還付につきましては、こちら規則のほうでうたってございます。理由が明確である場合についてなんですけれども、回数券により納入した場合、既に納入した回数券と同額の回数券を車内において交付すると。回数券で乗った分の回数券をお返しするよというようなものを規則で載せてございます。

あと、利用の期限ですね。回数券の利用の期限についてなんですけれども、こちら、回数券の利用の期限は、今のところ設けてはいないのか実情でございます。

そちらについては、今後ちょっと検討させていただきたいんですけれども、今現在印刷されている回数券の数が相当あるようでございまして、そちらをどのようにするか、使い切っていくか、新しいものから制限日を設けるかというのをちょっと検討させていただきたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 澤井俊一議員。

13番（澤井俊一君） すみません。1番目の説明、回数券の払戻しのやつで、利用した分の何か回数券を戻すとかどうのこうのと言っていたんですけれども、こういった意味がちよっと理解できないので、申し訳ないですけれども、もう一回説明お願いします。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） すみません。回数券を払戻しする場合の条件といたしまして、一番大きいのがやっぱり災害とか、そういった場合、途中で運行ができなくなったときにはお返しするというようなことでございます。払った分をそのままお返し

するという形で、現金でなくて、回数券でお戻しするという形をうたっております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 澤井俊一議員。

13番（澤井俊一君） すみません。そうしますと、回数券については、基本的には払戻しはしないということですね。

定期券については、月ごとの払戻しはあると思うんですけども、その点お願いします。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 回数券につきましては、基本的には払戻しはしないということです。

あと、定期券につきましては、議員おっしゃるとおり、その月ごとの、使わなくなった場合は、その分をお返しするとか、そういったことをうたっております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第51号 亶理町町民乗合自動車条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号 亶理町町民乗合自動車条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第52号 亶理町町税条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第5、議案第52号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） それでは、議案第52号 亶理町町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書の9ページお開き願います。

亶理町町税条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、令和2年4月30日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、亶理町町税条例の一部を改正する必要が生じ、関係条文の整備を行ったものでございます。

地方税法において、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により、厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急の税制上の措置が講じられたものでございまして、総務省からの準則に従い行っております。

内容につきましては、別冊の配付資料、新旧対照表と1枚物の資料となります、亶理町町税条例の一部を改正する条例の改正概要でご説明申し上げます。資料をお手元にご準備願います。

この条例につきましては、2条立ての改正となっております。

それでは、主な改正内容についてご説明いたします。

第1条による改正関係でございます。新旧対照表の1ページ目となります。

附則第10条の改正は、地方税法の改正による固定資産税の課税標準の特例の読替規定に法附則61条及び第62条の規定を追加する改正でございます。

附則第10条の2第27項の改正は、生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に該当する固定資産税の課税標準となるべき価格に乘じる割合をゼロとする固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながら、新規に設備投資を行う中小企業者等を支援する観点から、現行制度に特例の追加設備として、事業用家屋や構築物等を追加する規定の新設でございます。

次に、新旧対照表1ページ下段から2ページ上段となります。

附則第15条の2の改正は、軽自動車税の環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限を現行の「令和2年9月30日」から「令和3年3月31日」まで6か月間延長する改正でございます。

附則第25条の改正は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置に起因し、収入が減少している納税者の状況を踏まえ、令和2年2月から納期現までの一定期間において収入が大幅に減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで

1年間徴収猶予ができる特例の規定が新設され、それに係る手続としまして、徴税条例第9条第7項に規定する申請書等記載不備に伴う申請期間を準用する規定が新設されたものでございます。

次に、第2条による改正関係でございます。新旧対照表は、3ページ目となります。

附則第10条及び附則第10条の2第27項の改正は、地方税法の改正による引用する条項の条ずれによる改正でございます。

次に、新旧対照表3ページ下段から4ページになります。

附則第26条の改正は、政府の自粛要請等を踏まえ、文化・芸術・スポーツイベントの中止等をした主催者に対し、観客等が入場料等の払戻し請求をしなかった場合において、放棄した金額を寄附金控除の対象とする規定が新設されたものでございます。

次に、新旧対照表4ページ下段になります。

附則第27条の改正は、住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置の適用期限について、新型コロナウイルス感染症の影響により、入居期限が遅れた場合においても一定の期日まで住宅取得契約を行っている等の要件を満たせば、控除期間の最終年度を1年間延長とし、令和16年分までとする規定が新設されたものでございます。

議案書11ページ目にお戻りください。

本改正条例の附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行するものでございます。

以上で議案第52号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。6番大槻和弘議員。

6番（大槻和弘君） 1点だけお伺いしますけれども、この先ほどの配付資料のほうですけれども、この（3）徴収猶予制度の特例ということで、前年同期に比べておおむね20%以上減少した者というふうなことですけれども、これ、そうでない方についての互理町独自の支援策というのはあるんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） 今回の特例制度につきましては、先ほど申し上げたとおり、前

年同期比のおおむね20%以上の減少というものが対象になっておりまして、それ以外につきましては、通常の納税徴収の猶予制度がございまして、一気に納期限ごとにその税額を納められない場合は、通常の納税相談を行っているとおりに、分納制度を利用しているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第52号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第53号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第6、議案第53号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

町民生活課長（岡崎 詳子君） それでは、議案第53号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書は12ページ、新旧対照表は5ページとなりますので、お開き願います。

議案第53号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正いたします。

今回の改正につきましては、情報通信技術の活用による行政手続法等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるデ

デジタル手続法の一部施行によりまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が改正されまして、マイナンバーの通知カードが廃止されることに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、新旧対照表5ページをご覧ください。

条例の別表中、通知カードの再交付、個人番号カードの追記欄の余白がなくなったとき、その他の再交付がやむを得ないものとして、町長が認める場合を除く、こちら1枚につき500円となっている項目を削除するものでございます。

議案書に戻っていただきまして、こちらは、附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。6番大槻和弘議員。

6番（大槻和弘君） 3点ちょっとお伺いしたいんですが、1つは、マイナンバーの普及状況ですね。たしかこれ低いはずなんですけれども、この低い理由というのはどういふうなものが考えられるのかと同時に、あわせて、そのことについて、この制度そのものについて国への要望なり何なりがないのかどうか。

例えば、今回コロナの問題でもマイナンバーを使ってやろうとしたところ、かえって手間がかかるといったようなことがあったわけですね。そういったことも含めて、その3点ちょっとお伺いしたい。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（岡崎詳子君） 普及率についてでございますが、令和2年3月末現在で亶理町のマイナンバーカードの交付率12.93%でございます。

同時期の宮城県ですと15.32%、同時期全国ですと15.94%ということで、亶理町、ちょっと県、全国より低いという実情となっております。

理由につきましては、マイナンバーカードを取得するメリットというのがあまり切実なものではなかったかということが考えられます。

今回この通知カードがあることで、ご自身のマイナンバーを証明するということとしては使えるものであったので、通知カードがあればマイナンバーカードまで取得しなくてもいいというようなお考えの方もいらっしゃると思うんですけれど

も、今回はこの通知カードが廃止されることによって、国としましては、そのマイナンバーカードに早期に移行してほしいというような、ちょっとそういった考えもあるというようなことを伺っております。

それから、国に対する要望なんですけれども、町としましては特段要望を上げているという状況ではないと、現状ではないです。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。5番安藤美重子議員。

5番（安藤美重子君） 亘理町においては、12.93%の所有率ということですね。そうすると、87%の方がマイナンバーカードを持っていないと。今回通知カードが廃止となった場合、その87%の方々は、全部マイナンバーカードを取得しなければいけないということなんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（岡崎詳子君） マイナンバーカードを取得しなければいけないというところまでの強制力のあるものかといえば、例えば、今ですと免許証とか、パスポートとか、顔写真つきの公的機関が発行したものをお持ちの方もいらっしゃるんで、それで身分証明ができていますので、マイナンバーカードまではまだ所有しなくてもいいというような考えの方もいらっしゃるんで、そういったところで、普及率がまだ低いものかというふうには想像されます。

ただ、今後健康保険証との関連とか、もろもろマイナンバーカードを取得することによって、メリットといいますか、持っていることがよいというふうなことに制度が変わっていくようでございますので、こちらといたしましても、マイナンバーカードを持っていただくような方向で進めていきたいとは考えております。

ただ、持たなくてはどうしてもだめですというところまで、現状多分っていないと思いますので、先ほども申しましたとおり、免許証なりパスポートで代用できるというような場面もまだまだ現状としてはあると思いますので、極力普及していくようには努める考えではおります。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第53号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号 亶理町手数料条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第54号 亶理町B & G海洋センター条例の一部を改正する
条例

議長（佐藤 實君） 日程第7、議案第54号 亶理町B & G海洋センター条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） それでは、議案第54号についてご説明をいたします。

議案書は13ページ、新旧対照表は6ページになります。お開き願います。

議案第54号 亶理町B & G海洋センター条例の一部を改正する条例。

亶理町B & G海洋センター条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、東日本大震災で被災し、流出しました海洋センター舟艇機材のカッターにつきまして、B & G海洋センター艇庫の再開時より栗原市から5年間無償でカッターを借用していたところがございますけれども、今般無償譲渡により、譲り受けましたので、舟艇使用料金表にカッターの使用料を追加して改正するものでございます。

説明につきましては、新旧対照表6ページをご覧ください。

別表第8条関係でございます。3の舟艇使用料金表でございますが、表中の下端、一番下になりますが、カッター（6～9人乗）を1艇1時間につき、高校生以下400円、左記以外の者800円を追加し、改正するものでございます。

議案書の13ページにお戻り頂きまして、附則としましては、この条例は令和2年7月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1番小野一雄議員。

1番（小野一雄君） 栗原市から5年間借りていたものを今度は譲り受けたと。

参考までにお聞きしたいんですが、栗原市ではなぜ亙理町に譲渡するようになった経緯、その辺1点。

それから、もう一つは、このカッターは、新しく購入した場合の価格はどのぐらいになるのか。その辺をまず伺います。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 譲渡に至った経緯でございますけれども、栗原市の築館の海洋センターでございますけれども、そこではカッターは当初は所有していたんですけれども、現状でそのカッターを使用できる場所がないというようなことで、今回、最初は5年間貸すよということだったんですけれども、再度申入れしまして、できれば譲渡、有償であれ無償であれ、譲渡していただけないかということで、今回無償で譲渡しますよということで、ご了解頂いたところでございます。

あと、カッターの新規購入につきましては、このカッターにつきましては、現在製造はされておきませんので、なので、県内の海洋センターのほうにいろいろ話して、じゃ、うちらほうで使わないということで、築館海洋センターのほうから借りて、最終的には無償譲渡でという流れになった経緯がございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1番（小野一雄君） 経緯は分かりました。

譲渡、今譲り受けて、これはあとどのぐらい使用頻度によるかと思いますが、手入れ次第だと思いますが、どのぐらいもつものなのか。あと何年くらい使用できるのか。その辺お聞きします。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） どのぐらいもつかということでございますけれども、例えば、壁とか、そういうところに当たって壊れなければ、最低でも10年以上、10年ないし20年くらいはもつのではないかなというふうに考えてございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。7番鈴木秀一議員。

7 番（鈴木秀一君） 今回のカッターですけれども、5.5フィートヨットとして利用することができます。この船艇以外の備品の取扱いについて、どのようになっているのか教えてください。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 実は、議員おっしゃったとおり、このカッターにつきましては、ヨットの機能も有するというので、現在はその船艇とこぐオールというのか、パドルというのか、それだけしか譲り受けていませんけれども、栗原市の築館海洋センターのほうから、ヨットに換装できるものも保有しているということで、取りに来てくださいというふうには言われてございますけれども、何せコロナウイルスの関係で、なかなか栗原市のほうに行けていない状態ですので、できれば、今月中に現物を確認させていただきまして、普通乗用車で積めるのか、もしくはロングトラックで運ばないといけないのか、そのブームの関係とかもございまして、その辺をちょっと確認してきたいなというふうには考えてございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第54号 亶理町B & G海洋センター条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号 亶理町B & G海洋センター条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。休憩。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第55号 亶理町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第8、議案第55号 亶理町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 議案第55号 亶理町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書14ページをお開き願います。

亶理町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

改正内容の説明につきましては、別冊の条例新旧対照表を使用しますので、ご準備願います。条例新旧対照表のページ数は7ページ。議案第55号資料。亶理町後期高齢者医療に関する条例新旧対照表になります。

この条例につきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合とともに、後期高齢者医療制度を運用するに当たり、市町村が実施する事務内容を規定する条例であります。

今回の改正内容は、新型コロナウイルス感染症への対応策の1つであります傷病手当金になりますが、後期高齢者医療の被保険者のうち、被用者が新型コロナウイルス感染症に感染するなどした場合に、宮城県後期高齢者医療広域連合から支給対象者に支給される傷病手当金の事務等を亶理町において行うためのものがございます。

内容につきましては、第2条第8号を第9号とし、第7号の次に新たに第8号として、「広域連合条例附則第7項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」という条文を追加するものがございます。

最後になりますが、議案書14ページに戻っていただき、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものがございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。6番大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） ちょっとお聞きをしたいんですが、高齢者といいますか、後期高齢者というふうなことなんですけれども、どういう方が一体対象になるのか。

それと、あと対象者数と割合が分かれば、ちょっと教えて。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 大槻議員のご質問に対するお答えでございますが、後期高齢者医療に入っていて、例えばですが、例ではパートで働いている方で、その保険が使えない方、もらえない方が対象になるのではないかと思います。

その割合でございますが、大変申し訳ありません。こちらでそういった数字は捉えておりません。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに。大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 限定的な制度というか、限定的なものになると思うんですけれども、今後次の議案も同じかもしれないけれども、これ制度化されるわけではないので、ただ、コロナだと第2波、第3波というようなことが来ると、これ9月まででしょうから、それ以降だとすると、またこういったことがあるのかなというふうに思うんですけれども、国のほうでどんなふうな考え方持っているのか、ちょっとそこ分かれば。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 国のほうでは、第2波、第3波に備えて、今の情報ですと、期間を延長するというような話は出ております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第55号 亶理町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号 亶理町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第56号 亶理町精神障害者通所授産施設条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第9、議案第56号 亶理町精神障害者通所授産施設条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、議案第56号についてご説明を申し上げます。

議案書は15ページ、新旧対照表は8ページになります。

議案書をご覧頂きたいと思います。

議案第56号 亶理町精神障害者通所授産施設条例の一部を改正する条例。

亶理町精神障害者通所授産施設条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中、「中町東20番地1」を「旧館61番地22」に改める。

このようなことをございまして、この施設につきましては、ゆうゆう作業所ということになります。現在ゆうゆう作業所におきましては、亶理郵便局の西側の建物をお借りしまして作業しておりますが、今年1月に役場新庁舎完成しまして、役場の業務が新庁舎に移りました。教育委員会も中央公民館から新庁舎のほうに移転したということで、中央公民館の空いたスペース、そこでゆうゆう作業所の活動を今後行うということになりましたので、施設の所在地の変更という条例改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年7月1日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第56号 亶理町精神障害者通所授産施設条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号 亶理町精神障害者通所授産施設条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第57号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第10、議案第57号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 議案第57号 亶理町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書16ページをお開き願います。

亶理町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

改正内容の説明につきましては、別冊の条例新旧対照表を使用いたしますので、ご準備願います。条例新旧対照表のページ数は9ページ。

議案第57号資料、亶理町国民健康保険条例新旧対照表になります。

今回の改正内容は、新型コロナウイルス感染症への対応策の1つであります傷病手当金の内容になります。亶理町国民健康保険の被保険者のうち、被用者が新型コロナウイルス感染症に感染するなどした場合に、亶理町国民健康保険から支給対象者に対し、傷病手当金を支給するためのもので、附則に第4項から第9項までを加えるものになります。

附則第4項につきましては、傷病手当金の支給要件等を定義する内容になります。

附則第4項給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう）を除く。以下、同じ）への支払いを受けている被用者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等特別対策措置法（平成24年法律第31号）附則第1条に感染したとき、または発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症の

感染が疑われるときに限る)は、その労務に服することができなかつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を当該世帯の世帯主に支給するという内容です。

続きまして、附則第5項につきましては、傷病手当金の支給額の算定方法を規定する内容になります。

附則第5項傷病手当金の額は、1日につき傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額(その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする)の3分の2に相当する額(その額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする)の3分の2に相当する額(その額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする)を超えるときは、その額とするというような内容でございます。

続きまして、附則第6項につきましては、傷病手当金の支給期間を規定する内容になります。

附則第6項傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとする。

続きまして、附則第7項につきましては、傷病手当金の支給制限を規定する内容になります。

附則第7項新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において、給与等の全部又は一部を受け取ることができない者に対しては、これを受け取ることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が附則第5項の規定により算定される額よりも少ないときは、その額を支給する。

続きまして、附則第8項になりますが、傷病手当金の国民健康保険法以外の医療

保険制度との整合、調整を図る旨を規定する内容になります。

附則第8項附則第4項及び全項ただし書きの規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用し、又は例による場合も含む）、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合については行わない。

続きまして、附則第9項になります。傷病手当金の支給に関する詳細事項を別規則で定める旨を規定する内容になります。

附則第9項附則第4項から第8項までに定めるもののほか、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関して必要な事項は、互理町国民健康保険給付規則（昭和35年互理町規則第28号）の規定にかかわらず別に規則で定める。

最後になります。議案書18ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第4項から第8項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第57号 互理町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号 互理町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第58号 道路法施行令の一部を改正する政令の施行に

伴う関係条例の整理に関する条例

議長（佐藤 實君） 日程第11、議案第58号 道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） それでは、議案第58号 道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明申し上げます。

議案書につきましては、19ページ、新旧対照表につきましては、12ページをお開き願います。

道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、平成30年度の固定資産税評価替えの評価替え及び地価に対する賃料の水準の変動を踏まえまして、道路法施行令の一部を改正する政令が令和元年9月27日に公布され、令和2年4月1日から施行されたことを受けまして、道路法施行令の別表を準用しております条例につきましては、改正を行うものでございます。

それでは、第1条（亶理町道路占用料条例の一部改正）亶理町道路占用料条例の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。新旧対照表12ページをご覧ください。

別表第2条関係でございますが、第1種電柱など、各区分の占用料を改正するものになってございます。それぞれの占用料につきましては省略をさせていただきますが、占用物件に対する占用料につき政令に合わせて改正するものでございます。

12ページから18ページまでが第1条関係となっております。

続きまして、第2条関係になります。本文につきましては28ページ、新旧対照表につきましては19ページをお開き願います。

本文の第2条関係でございますが、中段になりまして、第2条（亶理町公共物管理条例の一部改正）亶理町公共物管理条例の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。

新旧対照表の19ページをご覧ください。

別表第5条関係でございますが、道路占用料条例と同様に、政令に合わせるものでございます。19ページから21ページまでが第2条関係になっております。

続きまして、第3条関係になります。本文につきましては32ページ、新旧対照表につきましては22ページをお開き願います。

本分の第3条関係でございますが、上段になりまして、第3条（亙理町都市公園条例の一部改正）亙理町都市公園条例の一部を次のように改正する。別表第3第2号の表を次のように改める。

2項、個数を単位として利用を認める場合になりますが、新旧対照表22ページをご覧ください。

各区分の金額を政令に合わせて改正するものになってございます。22ページから23ページまでが第3条関係となっております。

続きまして、第4条関係になります。本文につきましては33ページ、新旧対照表につきましては24ページをご覧くださいと思います。

本文の第4条関係になりますが、下段になりまして第4条（財産の交換、譲与、無償貸借等に関する条例の一部改正）財産の交換、譲与、無償貸借等に関する条例の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。

新旧対照表24ページをご覧ください。

別表第8条関係になります。こちらも各区分の使用料について政令に合わせて改正するものでございます。24ページから27ページまでが第4条関係となっております。

本文に戻っていただきまして、38ページをお開き願います。

附則としまして、この条例は令和2年7月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。15番鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） この占用の値上げというのは、以前にもあったような気がするんですけども、多分民間の方々が、借りてる人たちが高いというふうなことで値下げした経緯もあったと思います。

今回のこの値上げする経緯というのは、国の道路の改正によって値上げするものだと思うけれども、その占用の区分によって、電柱とか架線とか、そういうもの

はあるかもしれないけれども、橋を渡したとか、店舗に付随しているものとか、そういうものについては上げないんですね。今回は。

その上げる基準というのがあったものは、あくまでも国からの指示なのか。それとも他縣市町村単価はばらばらなのか。その辺の内容についてお伺いします。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 当町におきましては、国の改正と同じように合わせてございます。

同じにしなければならないということではございませんが、基本的に他市町村におきましても国の改正内容と同じ占用料となっております。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 橋、ここの十何ページだ、上がっていないのもあるんだよね。駐車場とか店舗とか橋とかというのは、既存のものと同じような単価で書いてあるところもあるし、そういうものについては、この関係には触れないで、そのまま据置きにしたのかな。

それともう一つは、各市町村がばらばらなのかという質問、地価の高いところは高く取ってもいいと思うし、安いところは安くてもいいような指示が出ているのか、その辺の統一した見解についてどうなっているのか。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） まず、駐車場等の占用料が変わっていないということでございますが、今回の国の改正に該当していないもので、改正となってございません。

料金につきましてですが、亘理町としましては、占用、同じ形で宮城県のほうも同じように道路占用ってございます。宮城県の道路占用と違う単価になるというのも問題がありますので、統一した単価となっております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。17番鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 30ページなんですけど、ちょっと1点だけお聞きします。

道路、通路橋及び宅地というのがございます。これ280円、これは郵便受ポスト、これもここに当てはまるのかどうか、これをお聞きします。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 今郵便ポストということでもろしかったでしょうか。（「は

い」の声あり) 郵便ポストになりますと、工作物を設置する場合ということで、その他になります。

議長(佐藤 實君) 鈴木邦昭議員。

17番(鈴木邦昭君) ということは、どちらのほう、170円ということでもよろしいのかどうか。それでよろしいですか。

議長(佐藤 實君) 施設管理課長。

施設管理課長(齋藤輝彦君) そのようなことをございます。以上です。

議長(佐藤 實君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(佐藤 實君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(佐藤 實君) 討論なしと認めます。

これより、議案第58号 道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(佐藤 實君) 異議なしと認めます。よって、議案第58号 道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第59号 工事請負契約の締結について(令和2年度旧庁舎・保健センター解体整地工事)

議長(佐藤 實君) 日程第12、議案第59号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長(佐藤 實君) 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長(大堀俊之君) それでは、議案第59号をご説明させていただきます。議案書の39ページをご覧ください。

工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものです。

工事名につきましては、令和2年度旧庁舎・保健センター解体整地工事になります。

請負金額が7,892万5,000円。

契約の相手方は、亘理町吉田字松元209番地10 田中建材輸送株式会社です。

なお、落札率につきましては、85.44%でした。

工事の概要につきましては、隣の40ページの資料をご覧ください。

入札年月日が令和2年5月22日、入札の方法は、条件付一般競争入札です。

条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による建築一式工事について総合評点値が700点以上の評価を受けている業者でございます。

入札参加業者につきましては、記載のとおり、渡辺工務店、宮城林産、阿部工務店、ビルド、斎藤工務店、田中建材輸送、太田工務店、八木工務店、阿部春建設、岩佐組、阿部建設、庄磁工業、東北黒沢建設工業までの13者ございました。

入札回数については、1回です。

工事場所は、亘理町字下小路7番地4外ということになります。

工事内容につきましては、役場新庁舎及び保健福祉センターの完成に伴う旧役場庁舎及び保健センターの解体及び整地工事となり、旧庁舎、保健センターそれぞれ記載の仕様により施工するものでございます。

参考といたしまして、44ページのほうに解体する建物等の位置を示した平面図を添付しておりますので、参照願います。

41ページになりますが、工期につきましては、令和2年6月17日から令和2年12月28日までと設定しております。

以上で議案第59号 工事請負契約の締結についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） 44ページの撤去、平面図でお尋ねいたします。

震災後、亘理町の復興を担ってきたあの旧庁舎、産業庁舎が撤去される。一抹の寂しさがあります。

そこで、今回の撤去については、旧庁舎、産業庁舎、保健庁舎の解体は、まずどの庁舎から始まっていくのか。

そして、どれくらいの期間ずつ要するのか。

明日から12月までの期間内というふうなことでございますが、まず、その点についてお尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 解体の順序と申しますか、スケジュールということになるかと思っておりますけれども、まず、今日提案させていただきまして、議決頂けたところからのスタートになりますので、まだ落札した仮契約業者と打合せ等ができておりませんので、あくまでそのイメージということになりますけれども、まず、この西側の奥のほうからまず解体のほう、こちら倉庫のほうになりますけれども、入っていくような形になりまして、順次、西側から東側に向かってという形になるかと思っております。

時期的には、6月から7月の初め頃にまずプレハブ、まだ旧庁舎に残っている備品のほうを出しまして、その後プレハブの返却、そして、並行して、今言ったように、敷地の奥のほうから倉庫の撤去を始めるということになります。秋頃から大体、解体のほう秋頃までに終わらせられれば、それ以降整地に入っていきたいというふうに、今のところ考えているところです。以上になります。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 今回舗装は、アスファルトの撤去というふうなことで、今秋口以降にそれを実施していく。旧庁舎跡地については、先に売却を予定しているというふうなお考えが報告されておりますが、今現在現地を見ますと、まだリースのプレハブ庁舎がまだ現在現存しているような状況にあるわけですね。

そして、このプレハブ庁舎というのも併せて撤去をしていかないと、工事に支障が来るんじゃないかというふうなことが1つですが、あともう1点については、この中にロータリーがあります。丸ともう一つの丸ですね。この中に、大木などがあるし、また、花壇、桜の木とかあるわけですね。すごく裏側のほうに桜の植栽、これらも道路のアスファルトを剥がしてやるというふうな工事に含まれてい

るのかどうか。この工作物・舗装版撤去処分、これに含まれているのかどうかというふうなことでございます。これにはちょっと明示されて確認できないので、まず、この2点お願いします。

議長（佐藤 實君） 財政課長。

財政課長（大堀俊之君） まず、現在残っているプレハブの件についてになりますけれども、皆さんご存じのとおり、旧庁舎につきましては、備品等、相当まだ残っております。そちらにつきましては、2月くらいからまず亘理町の施設の中で使えるものについては各課のほうで必要なものを使用するような形で持って行ってございます。

その後、残ったものについて、各行政区だったり団体のほうに案内しまして、必要なものについては持って行っていただいております。

その後、実際まだ残っているものが一部ございまして、こういったものかといいますと、事務机、事務椅子、そういったものがメインで、そういったものが残っている関係で、その残ったものの処分についてもこの工事の中で積算の中に入っております。

その業者が決まって、こちらのほうの工事のほうに入りましたら、まずその備品のほうをそちらのプレハブ棟から、旧庁舎のほうから出すような形になりますので、その出した後に、こちらプレハブのほうを、こちらリースということで借り受けているものになります。例えば、こちらのものについては、昨年3月31日でリース期間は満了しておりまして、今は無償で借り受けている形になっているんですけども、そちらを6月中、もしくは7月中旬ぐらいまでにこちら返却するような形になります。

プレハブについては、今のところそういう形になってございます。

あと、今樹木のお話があったけれども、樹木については、結論から言いますと、伐採の方向で考えてございます。現在敷地内のほうに入り口にはイトヒバ、あとはケヤキの木とか、あと桜、先ほどお話にありましたけれども、桜の6本の樹木が現在ございます。こちらの6本の樹木とも全て樹齡的に何十年もたっております大木でありまして、造園業者の方に見てもらったところ、全ての木について、樹勢がもう既に衰えていると。一部については、腐食、あとは樹木の空洞化、そういったこともありますということで、その樹勢が衰えていることか

ら、移植についてはちょっと難しいでしょうというお話を聞いております。

また、その樹木のことについては、地域の方々、こういった方の意見も重要であると考えことから、今回解体整地工事を行うに当たり、近隣の住民の方に近隣の行政区長初め、35軒を回って、こちら工事の説明をしてございます。その際に、この樹木の件についてもお話を伺ったところ、全ての方々からこの樹木伐採については了解を得ているところです。

特に、近接する住民の方からは、樹木だけを残すのはやめてほしいというお話を頂きまして、ぜひ伐採してほしいと言われております。というのも、カラスとかスズメバチがよく巣を作ることとか、また枝落ち、あとは落ち葉、さらには害虫の発生、そして、先ほども言いましたが、樹勢が衰えている、そういうこともありまして、近年の異常気象も関係しますが、台風、あとは強風等でこの樹木が倒木するなど、そういったことを危惧しているというお話を伺っております。

今お話ししましたとおり、住民からの強い要望もありますので、樹木については、伐採の方向で考えたいと思っておりますし、こちら、積算の中にも伐採ということで計算上含まれているということになります。以上になります。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） なかなか由緒ある道路際の大木、郡役所時代からと今聞いておりましたが、樹勢が衰えているのでは、当然近隣の環境も含めて、伐採するのはやむを得ないと思います。

最後でございますが、ここ役場が移転してから、この信号機が赤の点滅となり、ここ通学路になるわけでありまして。多くの車両の出入りがあるかと思いますが、安全管理については、万全を期していただくようになるとは思いますが、それらの安全対策について、最後にお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 確かに、場所が場所だけに、通学路ということで、議員おっしゃるとおり、子供の安全等、そういったものが大切になってくるかと思えます。

一応今考えているのは、こちらの車については、9時くらいから動いてもらうという考え方で、業者の方については、8時半頃から集まるかもしれませんが、大型のものについては9時以降運行してもらうということで、今考えているところです。

なお、こちら通学路にもなっておりますので、事前に亙理小学校のほうにもお伺いして、工事の概要を説明しておりますので、学校を通しましても、児童生徒のほうに安全についてお話を頂くことになってございます。

内容については、以上になります。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。13番澤井俊一議員。

13番（澤井俊一君） 1点だけお伺いしますけれども、入札の関係ですが、法令にのっとって行っているので問題はないと思うんですけれども、13者中7者が失格ということで、最低制限価格が高過ぎるのかなといった懸念もちょっと考えられるんですけれども、どういった形で半数以上が失格となっているのか。その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 今ご質問の失格者の関係ですけれども、今回13者が応札しております。そのうち7者が失格ということで、資料にも載っているとおりでございますけれども、全て最低制限価格を下回っての失格ということになってございます。

正確なところは、ちょっと分かりませんが、解体工事ということもございまして、工種的にあまり難しくないと思われること、また、業者のほうで自前でダンプとか重機、そういったものを持っているところにつきましては、今回落札するために、そちらの経費率のほうを企業努力という形で行ったのではないかと思われ、その結果、結果的に最低制限価格を下回って、失格が多かったのではないかと考えてございます。

最低制限価格につきましては、皆さんご存じのとおり、内容に適合した履行、そして、品質の確保、こういったものを図るために設定しているものということでご理解をお願いしたいと思います。以上になります。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第59号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第60号 あっせんの申立てについて

議長（佐藤 實君） 日程第13、議案第60号 あっせんの申立てについての件を議題いたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

町民生活課長（岡崎詳子君） それでは、議案第60号 あっせんの申立てについてご説明申し上げます。

議案書45ページをご覧ください。

議案第60号 あっせんの申立てについて。

平成23年3月11日に発生した東北太平洋地震に伴う原子力発電所の事故による災害に係る対策に要した費用についての損害賠償の請求について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経て次のようにあっせんの申立てを行うことができるものとします。

申立先は、原子力損害賠償紛争解決センターでございます。

申立ての相手方は、東京都千代田区内幸町1丁目1番3号 東京電力ホールディングス株式会社でございます。

申立ての趣旨でございますが、これまで継続的に東京電力に対し関係経費について請求をしておりますが、その中で支払いが認められなかった27年度から29年度分の職員人件費及び放射能測定室の管理経費に関して、880万1,799円、及びこれに対する損害発生日から支払い済みに至るまでの遅延損害金、また、町が既に受領している損害賠償に対する遅延損害金につきまして、支払いについての和解仲介を求めるための提案でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第60号 あっせんの申立てについての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号 あっせんの申立てについての件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は13時であります。休憩。

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第61号 令和2年度亶理町一般会計補正予算（第3号）

議長（佐藤 實君） 日程第14、議案第61号 令和2年度亶理町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 議案第61号 令和2年度亶理町一般会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

別冊でお配りの令和2年度亶理町一般会計補正予算書（第3号）をご準備の上、1ページをお開き願います。

議案第61号 令和2年度亶理町一般会計補正予算（第3号）。

令和2年度亶理町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億840万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177億1,136万3,000円とするものです。

それでは、歳出予算から説明いたしますので、12ページ、13ページをお開き願います。

なお、説明に当たっては、金額の大きいものなどを中心に説明させていただきます。

初めに、1款議会費につきましては、1項1目細目1議会運営費及び細目4事務局経費において、各常任委員会や議会運営委員会等の視察調査費用弁償及び事務局随行旅費を合わせまして、191万5,000円を減額補正するものであります。

続いて、2款総務費です。1項6目細目3企画事務経費になりますが、吉田字宮前にあります農村創作活動センターについて、利用者の利便性向上を図るため、和室の床改修及び玄関へのスロープ設置について133万1,000円を追加するほか、昨年度実施いたしましたプレミアム付商品券事業について、事業費の精算に基づき、補助金返還金540万4,000円を追加補正するものであります。

また、14目細目3総務経費において、消耗品費9万1,000円を追加補正しておりますが、これは、防犯実動隊新入隊員に係る制服一式に要する費用となります。

3款民生費をご説明いたしますので、14ページ、15ページをお開き願います。

3款民生費につきましては、2項1目細目4児童手当事務経費において、児童手当制度における社会保障税番号制を活用した情報連携を推進するため、児童手当に係るマイナンバー情報連携体制整備に伴うシステム改修業務委託料として44万円を追加補正するもののほか、災害援護資金特例措置の適用期間が延長されたことに伴い、3項1目細目4災害救助経費において、災害援護資金貸付金350万円を追加補正するものであります。

次に、4款衛生費についてご説明させていただきます。16ページ、17ページをお開き願います。

1項3目健康増進費につきましては、細目3健康増進事業費において、高齢者の保健事業について、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するとして法改正を受け、本町においても一般会計や特別会計にまたがっていた事業の整理を行うとと

もに、国民健康保険特別会計で予算計上していたシルバー健診の関係経費について、一般会計への予算組替えを行うため、1,028万2,000円を追加補正するものがあります。

続きまして、6款農林水産業費になりますが、1項4目細目32農業復興地域還元事業費において、昨年から新規就農した肥育農家の素牛導入に対して、新規農業者育成支援事業補助金100万円を追加補正するもののほか、3項1目細目4水産業振興経費における海岸漂着物等処理業務委託料として165万円を追加補正するものであります。

7款商工費になります。1項3目細目5観光振興経費につきましては、本町の観光拠点である荒浜地区において、他の地域とは異なる新たな観光エリアを創出するため、地域資源の活用、そして、その成果を地域に還元できる仕組みづくりなど、地域づくりに貢献する具体的な事業の実現可能性に関する調査、検討を行うため、新しい観光エリア創出可能性調査業務委託料として110万円を追加補正するものであります。

18ページ、19ページをお開き願います。

8款土木費をご説明いたします。4項6目復興事業費につきましては、細目8防災集団移転促進事業費における江下団地防災調整池へのポンプ設置事業について、実施設計を行っておりましたが、圧送管布設の附帯工事が必要となったことから、江下団地防災調整池ポンプ設備附帯工事費として1,700万円を追加補正するほか、細目16避難道路新設整備事業費について、避難道路である町道荒浜大通線及び町道五十刈線の進捗見合いに伴い、令和元年度予算における減額補正相当分として1億6,366万円を追加補正するものであります。

9款消防費につきましては、18、19ページから20、21ページにかけてになりますが、1項5目細目3防災事務経費において、現在整備を進めております防災備蓄倉庫への備蓄品等として、災害時に必要となる各種物資やフォークリフト等を購入する費用として5,877万1,000円を追加補正するものがその主なものとなります。

続きまして、10款教育費についてご説明させていただきます。

1項1目細目3委員会事務経費につきましては、いじめ問題対策委員会において、専門家からの意見を求めることとなったことから、精神科に対する報償費を

予算計上するほか、臨時委員会委員への報酬及び費用弁償として、合計113万7,000円を追加補正するものです。

2項1目小学校における学校管理経費につきましては、細目9施設整備事業費において、荒浜小学校の地下式オイルタンク撤去などの工事費として790万円を追加補正するほか、細目10施設管理経費において、新型コロナウイルス感染症対策費として、各小学校にサーモグラフィーカメラ等を設置するための備品購入費125万7,000円を追加補正するものであります。

次の22、23ページをお開き願います。

3項1目中学校における学校管理経費につきましては、細目7施設整備事業費において、亘理中学校の高圧気中開閉器及びキュービクルが耐用年数を経過し、このまま使用すると停電等が発生するおそれがあるため、亘理中学校高圧気中開閉器等更新工事費として124万3,000円を追加補正するもののほか、細目8施設管理経費につきましては、小学校費と同じく、各中学校にサーモグラフィーカメラ等を設置するための備品購入費として65万8,000円を追加補正するものであります。

4項5目細目3図書館郷土資料館管理費につきましては、亘理山元商工会が使用している1階部分のエアコンが故障したことから、悠里館1階空調設備改修工事として755万7,000円を追加補正するものであります。

5項3目細目8運動場等管理経費につきましては、昨年の台風19号等により被害を受けた阿武隈公園運動場について、その改修等についてこれまで検討してまいりましたが、現在の利用状況や今後の復旧に要する費用などを総合的に勘案し、敷地については、国に返還することとしたことから、返還するに当たっての運動場内の構造物等撤去費用として2,100万円を追加補正するものであります。

以上が歳出の主な内容となります。

続きまして、歳入予算の主なものについてご説明いたしますので、8ページ、9ページにお戻り願います。

10款1項1目1節地方交付税につきましては、歳出の8款土木費でご説明しました避難道路新設整備事業及び9款の消防費でご説明しました防災備蓄用品整備事業の町負担分として、震災復興特別交付税4,286万6,000円を追加補正するものになります。

15款県支出金につきましては、1項1目4節災害復旧費負担金において、災害援

護資金特例措置適用期間の延長に伴い、細節3 災害援護資金負担金350万円を追加補正するほか、2項4目4節水産業費補助金において、細節4 海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金として150万円を追加補正するものが主なものになります。

次に、下段の18款繰入金につきましては、今回の補正予算の調整財源として、1項1目1節財政調整基金から6,384万8,000円を繰入れするもののほか、10ページ、11ページに移りまして、今回の補正予算の復興関連事業の財源として、10目震災復興基金から2,838万円、12目東日本大震災復興交付金基金から1億5,100万5,000円を繰入れするものであります。

また、16目農業復興地域還元事業基金繰入金につきましては、新規就農者育成支援事業の財源として100万円を追加補正するものであります。

最後に、20款諸収入になりますが、諸収入につきましては、歳出の4款衛生費でご説明させていただきましたシルバー健康審査関連経費などの予算組替えに関連して、4項1目23節細節9 宮城県後期高齢者医療広域連合からの受託料1,525万9,000円を追加補正するものであります。

以上で令和2年度亘理町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。11番森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 17ページ、商工費、観光振興経費についてお伺いします。

こちらの新しい観光エリア創出可能性調査業務委託料110万円でございますが、今までの観光エリアとこちらで定義している新しい観光エリアというのはどういった違いがあるのか。

それと、この委託事業でございますので、どのようなところにこの委託事業を行うのかお願いたします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之君） ただいまのご質問ですけれども、まず、1点目の今までの観光エリアとの違いということなんですけれども、エリアといたしましては、荒浜の鳥の海周辺地区ということで、エリア的にはほぼ同じエリアということで、このエリアの中でも今までと違った独自性のあるものや、より多様性を広げるための事業、こういったもの、エリアとしては同じですけれども、観光エリアとして

新しく生まれ変わるような、そういったイメージで捉えていただければというふうに思います。

そして、2点目の委託はどこへということなんですけれども、こちらについては、地域づくりを行っているコンサルのほう、こちらのほうに委託をしたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） エリアとしては、今既存でもある荒浜の鳥の海温泉を中心としたいろいろな観光事業というのが今行われていると思うんですけれども、その周辺、全く同じということなんですけれども、その新たなということは、多目的公園とか、そういうものは新しく使えるとは思えませんので、また何か新しいイベントだったりとか、新たな事業を始めるための整備というか、調査ということでもいいのかということですね。

それと、調査を行う会社に対しましては、今までほかの自治体とかで調査活動とかというのを行って、また、事業展開とかということをされているところなのか。2点お答えください。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之君） それで、まず、今回の調査業務のほうを行う目的のほうをまずちょっと説明したほうがよろしいかと思っておりますけれども、現在本町の観光拠点、鳥の海周辺地区、こちらについては、仙台の以南の沿岸部として、こちらの観光スポットとして誘客を進めてきておりますけれども、今現在名取市の閑上地区、あと閑上の名取川を挟んだ仙台市の沿岸、こちらにおいて温泉施設や商業施設、あとはスポーツ施設といった、これまで荒浜地区のほうで進めてまいりました観光拠点型の施設整備が進められておまして、これらが完成をしますと、やはり荒浜地区の強みというものが薄れて、仙台中心部よりより近場の新しいほうの観光スポットのほうに人のほうが流れていってしまい、本町への交流人口が少なくなってしまうのではないかと。そういったところを心配していることから、今回ほかの地区とやっぱり差別化を図っていく必要があるということで、差別化を図るため、例えば荒浜でしかできないもの、また、何が魅力的なもので、効果的な事業なのか、こういったものを調査をして、今後の荒浜エリアの将来構想につなげていきたいということで、調査業務をするものでございます。

あと、コンサルのほうがそういったまちづくりの実績があるかということなんですけれども、そういった実績のあるコンサルを選択をして、委託のほうをしたいというふうに考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 観光事業に関しましては、今年度はコロナの影響下によって、様々まだ6月ではございますが、8月上半期までは様々な事業が中止、延期というふうになっている中、9月以降、名取市だったりとか、仙台圏では様々な新たな観光施設とかということが出てくるように予定されています。

これからの本町の観光事業のことを考えれば、確かに大事なことは思うんですけれども、本町においては様々な団体、また企業が地元のためにというふうに頑張っています。どうかその地元の方々を、そんなことはないと思うんですけれども、ないがしろというか、置き去りにするようなことがないようお願いしたいなという点をよろしく願いいたします。

最後に伺いますけれども、こちらの予算、この110万円の予算の使い道、内訳等なんていうのがお分かりになるのでしたらお答え頂きたいと思うんですが。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之君） こちらは、全て委託料ということなんですけれども、その内訳ということでよろしいでしょうか。

参考見積りのほうを徴して積算しているんですけれども、こちらの100万円の内訳ということなんですけれども、まず、調査分析、こちらに係る費用が26万4,000円、そして、構想の立案、課題の整理でありますとか、構想案の作成、こちらが57万円、あとは、その他といたしまして、打合せ協議や提出書作成、こちらにかかる費用が16万6,000円ということで、合わせて100万円ということで積算をしております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。17番鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 21ページのまず18節フォークリフトの運転技能講習受講料ということで18万円計上されております。この運転技能講習受講料となっておりますから、最大過重は1トン以上じゃないかと、そう思います。1トン未満であれば、運転特別教育ということで、少し安くなるかなとは思いますが、それで、今回18万円、以前担当課のほうからは、4人講習する、受けるということ聞いていま

したけれども、再度確認します。何人で18万円なのかどうかと、それから、フォークリフトの講習というのは、これは民間企業でやるのかなと思いますけれども、これは、どこで講習を受けるのか。そしてまた、それは入札されたのかどうか。それを伺います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） ただいまの質問でございますけれども、技能講習につきましては、4名の職員を予定しております。

金額につきましては、4人で割りますと4万5,000円。

それから、講習につきましては、見積りのほうもらっているんですけども、近場の民間のほう、これを検討しています。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 分かりました。じゃ、まず、後でまたそれは教えていただきたいと思えます。

それから、17節のフォークリフト購入費でございますけれども、405万7,000円計上されておりますけれども、このフォークリフトというのは、要するに講習費ということですから、最大過重が1トン以上ですから、フォークリフトも1トン以上のものを購入すると、こういうことでもいいのかどうか。

それから、もう一つは、リーチタイプとそれから、カウンタータイプ、要するに立って運転するやつと座って運転するタイプがあるんですけども、我々がそれはまだ何も見せてもらってはいないんですけども、それどちらのほうを選んで購入されるのか、それをお聞きします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） フォークリフトにつきましては、1.3トンを予定しております。

なお、型式につきましては、乗用のほうで考えております。立つほうじゃなくて、座るほうです。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 分かりました。

それで、今回1トン以上のフォークリフト、これが本当に必要なのかどうか。防災倉庫に、備蓄倉庫に何をそれだけ重いものをその倉庫に入れるのかどうか。私はこれがちょっと何を入れるのかなと思っておったわけですけども、それで、

1 トン未満のフォークリフトでも十分いけるのかなと私は思ったんですけども、その件について、まず1つお聞きします。

それからもう一つは、フォークリフトイコールはい作業主任技能講習というものがございますけれども、こちらのほうも受講するかどうか、それを伺います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） フォークリフトにつきましては、備品の管理につきましては、備蓄計画もございますとおり、パレットに積んで管理、フォークリフトで上下させたりして整理とか保管とか、避難所に出したりとか、そういう管理しますので、1.3トンのほうを予定しております。

それから、技能といいますと、2問目の質問再度お願いします。（発言あり）

それにつきましては、確認して、必要であれば、講習を受けたいというふうに考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。1 番小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 19ページですね。19ページの8款4項6目の8節工事請負費江下団地防災調整池ポンプ設備付帯工事ということで1,700万円計上されております。この関係については、今年の1月の臨時議会でポンプ設置の設計業務が計上されて、480万円と。そして、3月の定例会では、工事設計の工事請負費ということで3,168万円ということで、今回6月の段階でこの1,700万円が附帯工事ということでなったわけでありましてけれども、これから台風シーズン迎えるに当たって、住民として、早期の着工、これを着工して早期完成を願っているわけですがけれども、まず、この着工予定日、この辺、入札これから出てくるかと思いますが、いつごろに考えて、工事期間を完成目途をどのくらいに考えているのか。その辺まずお聞きしたいと。これが1点目。

それから、2点目として、今度ページ数が23ページ、23ページの10款4項5目図書館郷土資料館管理費の中で、工事請負費ということで、悠里館1階の亘理山元商工会事務室外空調設備改修工事755万7,000円が計上されておりますけれども、これは、商工会からの負担金といいますか、この755万7,000円に商工会からの負担があるかどうか。この辺をお伺いしたいなど。

私は、多額の工事費でありますから、ある程度の負担割合で出してもらったほうがいいのではないかなと思うわけですが、その辺お伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） まず、江下のポンプの関係でございますけれども、こちらの予算につきまして、今回6月補正、この議会で認めていただけましたら、すぐに発注をいたしまして、7月に入札が行える予定で進めたいと思っております。

工期につきましては、5か月を見込んでおりますので、12月ということで考えております。どうしてもポンプ製造に3か月が必要になるということでございますので、できる限り前倒しができるような工事工程を考えて進めさせていただきたいと思いますが、今現在の予定としましては、5か月を見込んでおります。以上です。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） この悠里館の空調設備の改修工事の商工会からの負担ということでございますけれども、現時点においては考えてございません。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 1番目の12月末を竣工予定ということで、工事の関係お話ありました。12月だと台風行ってしまう。今の時期ですと、台風来るのはオールシーズンだというようないろいろな意見もありますけれども、やはり、秋の長雨、こういったものを予測されますので、やはり少し拍車をかけて、1日でも早い完成を期待しておきたいと思っております。

それから、今の商工会の関係ですが、私の理解があれなのかなと思っておりますけれども、この事務室外ということは、何か所なのか。私は当初1か所だけなのかなと思ったんですが、1か所では高すぎるかなと思ったんですが、これはほかというのはどのぐらい、どこどこにあるのか。その辺まず教えてください。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） このほかという部分でございますけれども、まず、入り口から入って左側のほうに商工会の事務室ございます。そのほかに、会長室と休憩室、倉庫、小会議室、大会議室ということで、左側全部、西からの入り口のところに警備員室ありますけれども、あそこ左側全部の部屋というような捉え方になります。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。9番佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 私は、17ページの下段の観光振興費の新しい観光エリア創出可能性調査についてお尋ねいたします。

先ほど目的については、森議員からの質問で今回答がありました。そして、荒浜地区の強みが薄れてしまうと、交流人口が減少すると。新たなエリアを設定したいというふうな趣旨のようであります。

現在亘理町の観光戦略については、第5次総合発展計画、そして、同時期に策定された亘理町まち・ひと・しごと創生総合戦略というのがあるわけですね。これは、ある意味ソフト事業で、個別事業に特化している部分で、そして、これを基に山、川、里、海、温泉の豊かな自然資源や歴史資源、農林水産資源を生かして、私と亘理のブランド造りを今現在も推進しているわけです。

そして、この大本となっているのが亘理町震災復興計画、荒浜地区においては、土地利用ですね。観光スポーツエリア、鳥の海八景として、水辺の交流ゾーン、そして、水産ゾーン、公園緑地としてゾーニングされているわけなんです。

そして、今現在多目的広場が完成された。一部まだ未着工のところもありますけれども、今現在進行して、これからやっぱり地域の方々とつくり上げていく観光資源だと私は思うんですが、ここで新たに観光エリアを設定するというふうなことになりますと、これまでの施策との整合性って一体何だったんですか。お尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之君） 事業名のほうは、新たな観光エリアの創出というふうになっているんですけども、まるきり新しいものを創出するというわけではなくて、先ほども言いましたけれども、今あるエリアの中で今やっていることに加えて、今やっていることと同じようなことが閑上、仙台沿岸部のほうで事業展開が今後されますので、やはり同じ内容で競っていくのではなくて、現在のエリアの中にプラスアルファをしていきたい。そのプラスアルファしていく有効な事業というのは何かと。そういったものを調査をしていくということで、総合発展計画とか、そういったものとは別に、似通ったような施設が近くに整備されているので、それに対応するためということをご理解をしていただきたいというふうに思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） そうであれば、それらしい名称を設定するべきではなかったかと。

私は、新たな観光エリア区域、そういった区域、地域を設定するものだというふうに私は理解しましたが、そうではないというふうなことでございますが、それで、やっぱり観光というのは、ご存じだと思いますが、地元の方々のご理解とご協力がなければ、これは決して展開してこれない、進めることができないものであると思います。

観光というのは、亘理町であれば、亘理町区域74平方キロメートル全部が観光地域になり得るものでありますし、そこで生活する人々の暮らし、そしてなりわいが観光資源につながっていくわけです。地域の考え、協力がなくては成り立たない。

そこで、今回この調査を行うに当たって、荒浜地域の人からやはり要望、調査のニーズというものをやっぱり把握して、この予算化を進めているのか。これが1つ。

そして、その後この調査を実施するに当たって、地元の関係者などを検討委員として参画させていくのかというふうなことについてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之君） まず、事前にそういったニーズの調査をしたのかということなんですけれども、特に地元の方のニーズの調査というところまでは実施をしておりません。

今回この業務の中で、やはり地元の方の理解、あとは協力なくして進めることはできませんので、この調査の業務の中で、荒浜地域内で観光業をなりわいとしております方々のやはりご意見をヒアリングをしながら、聞いて、それと併せて、今抱えておられる課題など、こういったのも聞いて、反映をさせていきたいと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 最後ですけれども、基本的なことをお伺いします。

亘理町は、平成23年の3月11日に震災で荒浜地区は壊滅的な被害を被って、そこから9年、10年目にやっとここまでいろいろな水産加工施設、わたり温泉島の海も佐勘さんをお願いして、やっとここまで来ているわけです。

そして、これからであるはずだと思います。そして、今回コロナウイルスというふうなことで人が途絶えてしまったけれども、やはり今までつないできた、やっ

ぱり先人が、先達の努力というようなものは、やっぱり少しずつ復旧させて、そして、やっぱり人々が力を合わせて物事を作っていく。それは、産業であり、やっぱり水産資源であり、風光明媚な景観であると思いますが、これから新しい素材いっぱいあるはずだと思うし、私はそう思うんですけども、このほかと差別化を図る、実際十分に差別化として亘理町の底力として差別化は私は図られていると思うんですが、この点について不足だというふうな観点は、もう一度お聞かせください。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之君） 先ほどもお話をしましたけれども、やはり今あるもの、よいもの、これにさらに磨きをかけるということと、あとはもう一つ、新しいものをつくり上げていくということが必要だと思いますので、そういった点を今回この調査業務の中でやっていきたいというふうに考えております。

当然、これまでやってきた方々のことをないがしろにする気はありませんし、やはり、地元の方、関係者の方々と協力をしながら、よりよい地域をつくってきたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ちょっと私のほうからも一言お答えをさせていただきたいと思えます。

震災の前、2年前にわたり温泉鳥の海ができました。震災の前に実は、私は仕事上でいつも松川浦のほうに週に1回行っておりました。そのときに、向こうの当時のいろいろな飲食店、旅館、民宿の方から言われた言葉が一言、すごく気になっているのがあります。鳥の海温泉ができたら、土日に松川浦にいらっしゃっていただお客さんの半分近くがもう取られてしまったと。今まで1時間ちょっとかけてこっちの仙台市内から1時間半ぐらいかけて来ていた人たちが亘理だと1時間かからないで、皆さんそこで温泉入って、食事ができるということで、がっちらともうお客さんが減ってしまったと。そのような中で、今回名取、そして仙台市の沿岸地区に同じような施設ができるわけですから、やはりそれをただ待っている、座して待っているわけじゃなくて、やはりうちのほうでも差別化を図るためのことをしていかなければならないだろうというのが今回のこの議案を提出をさせていただいた、この予算を取らせていただいた一番の大きな違いでございます。

私の経験上、大変なことになるのではないかと。その前に、やはり違いをうちのほうから出していこうというのがこのあれでございますので、ぜひご理解を頂きたいと思います。よろしくお願いします。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。5番安藤美重子議員。

5番（安藤美重子君） 13ページですけれども、亶理町創作活動センターの改修工事についてお伺いいたします。

今回スロープと和室の改修ということでしたんですけれども、その和室の改修というのは、畳の模様替えなのか、それとも和室を床というんですが、フロアにするということなのか。

それと、この工事をするために、何日間かあそこを休館にするのかどうかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 農村創作活動センターの改修ということで、この内容なんですけれども、まずは、入り口のスロープをつけます。バリアフリーに対応ということでスロープをつけると。

もう一つの床の改修ですけれども、これは、畳の部屋、24畳ほどの畳の部屋あるんですけれども、それをフローリング化いたします。北側にフローリングの部屋があるんですが、それと同じような形で、フローリングの部屋にするということが工事の内容でございます。

工事する期間中は、もちろんそこを休館するという形になりますけれども、そんなに時間はかからないものと考えております。

議長（佐藤 實君） 安藤美重子議員。

5番（安藤美重子君） フローリングにするということですが、あそこはやはり和室があることで、ちょっといい場面も、前回の東日本のときなんかは、和室があったので、横になったりとかということもできるというメリットがありました。

ですので、畳を若干敷かれるようなところも残していただきたいかなという気持ちが1つあります。

それと併せて、もう一つ質問です。

小学校、中学校に今回サーモグラフィー等の購入費として計上されておりますけれども、この予算内で十分賄えるものなのかどうかと、今子供たち、生徒たちは、

この体温測定というようなことで、どのような状況になっているのかということ
を1つ。

それと、ここには小学校、中学校だけなんですけれども、児童クラブとか、保育
園もある、保育所なんかもあるんですけれども、この施設については、こうい
うものは必要ないのかどうかということをお尋ねいたします。

議 長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 農村創作活動センターのフローリングのお話ですけれども、以前
から地域の皆様からの要望がございまして、畳の部屋じゃなくて、フローリング
にしてほしいという要望が以前からございまして、それに応えたような形になっ
ております。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史君） サーモグラフィーの購入でございますけれども、現在小中学
校の生徒につきましては、登校時に体温を家で測っていただいて、登校した際にも
測っていただくということを行っております。

今回サーモグラフィーを購入することによりまして、1秒以内に検温できるとい
う優れたものでございますので、こちらのほうで対応していきたいということで
ございます。

また、予算のほうにつきましては、5月の議会のほうで非接触型の体温計のほう
を計上させていただきましたけれども、そちらのほうにつきましては、クラスに
1台ずつ配布しようと思ったんですが、そちらのサーモグラフィーのほうが大
利便性が高いということと、非接触型の体温計のほうがちよっと誤差の範囲が大
きいということでございますので、そちらの予算のほうを組替えさせていただき
まして、サーモグラフィーの購入のほうに追加で加えさせていただきたいと考
えてございます。

議 長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（岩泉文彦君） 保育所、あと児童クラブにつきましては、現在保育所等
におきましては、朝の検温、そして施設に来てからの検温を行っております。

現在それで進めておりますが、今後状況により必要となれば、新たに補正等で対
応しまして、整備のほうをしたいと考えております。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。6番大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 何点かお聞きをしたいんですが、14、15ページの3款3項1目4の災害救助経費、災害援護資金貸付金ですね。このことについてなんですが、今現在滞納者の割合、それから、滞納額、それをちょっと教えていただきたいのと、それから、17ページ、6款3項1目の4の水産振興経費があるんですが、この海岸漂着物（廃棄物）等処理業務委託料なんですが、これというのは、どのくらいの量になるのか。そしてまた、通常と比べて多かったのかどうか。これをお聞きをしたいのと、もう一つ、19ページのほうの先ほどお話のあった江下団地防災調整池ポンプ設備付帯工事なんですが、江下で工事をやるわけですが、そのほかの集団防災移転の調整池というのは、こういったことがないのかどうか。その点をお聞きします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 第1点目のご質問の災害援護資金貸付金の滞納割合でございますが、現在滞納割合23%ぐらいになっております。平成30年の2月から本格償還が始まりまして、1年数か月たつんですけれども、大体滞納額が23%。金額については、今正確にちょっと答えられるような資料持ち合わせておりませんので、率だけ、23%ぐらいだということでご理解を頂きたいというふうに思います。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 第2点目の水産業振興費の海岸漂着物（廃棄物）等処理業務委託料165万円なんですが、こちらの事業は、今回初めての取組の事業でございます。内容につきましては、海、海洋で今般昨年度からちょっと懸念されていた台風19号の後の海洋の中のごみでございます。こちらが著しく多いというようなことで、大変漁業者に大損害、網の被害ですとか、大変ご迷惑をかけているという状況でございましたが、そのような中で、漁業者がその操業中に網にかかったもの、こちらを自主的に陸まで運んでもらいまして、それを今回この165万円で産廃の廃棄として処理を委託するというような内容でございまして、現在補助金で150万円、そして、税金込みで165万円で支出なんですが、150万円のできる量とすれば、現在こちらで見込んでいるのが60立米ほどで見込んで150万円と一応積算をしております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 防災集団移転のポンプの件でございますけれども、今回つけ

るのが江下団地、そのほかに大谷地にはもう既にポンプがついております。中野地区にも同じくポンプがついております。残りは、舟入北と南河原という2団地になるんですけれども、南河原団地につきましては、山にある調整池であふれるという状況にはないものですから、設置は考えておりません。

舟入北につきましても、舟入川の状況にもよりますけれども、江下のような被害が起きているわけではないので、舟入北のほうも設置をする計画はございません。以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 分かりました。

先ほどの23%の滞納、貸付金のほうですけれども、割合としては23%だというふうにお聞きをしましたけれども、今後の対応として、徴収猶予とか、そういったことを考えているのかどうかお聞きをしたいのと、あとはまた、23ページになるんですけれども、23ページの一番下のほうの10款5項3目8のあぶくま公園運動場構造物等撤去工事ということで計上されていますけれども、これ大した、使っている方というのはあまりいないというふうな話は聞きましたけれども、運動場の確保というか、そこを必要なわけではない、そこまでは必要ないというふうなことでいいのかどうかお聞きしたい。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 災害援護資金の貸付金の徴収猶予の件でございますが、徴収猶予につきましては、借受人の方々からご相談を頂いて、その方々の状況を確認しながら、なかなか生活に困窮しているというような状況を確認できれば、徴収猶予というような形を取っております。現在も。

今後もしそのような形を取りたいというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） あぶくま公園運動場でございますけれども、件数につきましては、平成29年につきましては、野球場のほうは16件、ソフトボール場が12件ということで、サッカー場はなしというような形でございます。

平成30年度につきましては、ソフトボールのほうは2件、あと野球場が12件と。

令和元年度につきましては、ソフトボール2件と野球場については8件ということで、年々数が減ってきてございます。

その中で、純然たる逢隈の方が使っていると、使用しているというのが、これずっと全部調べていったんですけれども、ほぼほぼないと。平成29年度のときは、ダイショウ倉庫株式会社ということで、多分逢隈の会社さんのほうで使っていたというふうな形で、あとは、山元町の団体であったり、町外の団体、あとは、チームは町内のチームなんですけれども、吉田の人が入ってみたり、荒浜の人入ってみたりというようなことで、純然たる逢隈の人がもう使っていないという状況でございます。

この前の全員協議会でも説明させていただきましたけれども、逢隈防災広場、そちらのほうはグラウンドゴルフであったり、スポ少であったりということで、純然たる逢隈の方が使うところがもう逢隈防災広場のほうに移っているというか、そちらのほうで十分足りているというようなことで、先ほども金額的な面も申しましたけれども、解体については、解体撤去工事、今回は2,100万円と。

ただ、これを元どおりに戻すというようなことであれば、6,000万円以上かかると。ましてあと、今のここ数年の異常気象によって6,000万円かけて直したけれども、またすぐに上がってきてしまったときには、またその元どおりにするのにまたかかるというようなことも総合的に判断しまして、今回返還というような方向にさせていただいたという中身でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 今の2,100万円の部分ですけれども、ちょっと教えてほしいんですが、ここの中で一番工事費の中で一番大きいのは何なのか教えてほしいのと、あと、消防団使っていますよね。その方たちというのはどうなっていくのかなという、この2点。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 公園内の撤去工というようなことでございますけれども、その中で一番は、植生、木ですね、公園の周りの、そちらの撤去のほうが大体450万円くらいかかるのが一番大きいというような中身でございます。以上です。

すみません。消防の関係につきましては、担当者のほうとも確認させていただきまして、春期と秋期については、この本庁舎のほうの東側のほうで今後やっていくというような形で、ただ、水防のほうはまだ場所の設定はまだしていませんけれども、根本的に、水防の訓練の何々工法ってありますけれども、その工法から

ちょっと見直しを今年1年かけて見直しをかけて、今後場所の設定をしていくと
というようなことを話を伺っているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） ただいまの消防団の関係ですけれども、毎年7月の上旬に水防訓練実施しておりますけれども、実施に当たりまして、事務局のほうが今一緒に岩沼消防と一緒にになりました阿武隈消防本部のほうになっております。

名称につきましては、宮城県消防協会亙理地区支部というふうな名称で、現在は亙理町消防団、山元町消防団と、それから、消防職員で水防訓練を実施しておりますが、現在岩沼市消防団と名取市消防団、それぞれ組合がありまして、合同で水防訓練を実施しております。

名取市と岩沼市につきましては、宮城県消防協会名取地区支部ということで、組織されております。その亙理支部、それから、名取支部につきましては、来年4月1日に一緒に支部を立ち上げるということで、現在協議中でございます。

水防訓練につきましても、2市2町で一緒にやるのか、岩沼、名取でもやっておりますので、その辺につきまして、今後場所の位置につきましても、今後協議をしていくというふうなお話でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第61号 令和2年度亙理町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号 令和2年度亙理町一般会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第62号 令和2年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第15、議案第62号 令和2年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 議案第62号 令和2年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

まず初めに、別冊の令和2年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）をご準備頂き、1ページをお開き願います。

議案第62号 令和2年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ619万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億1,247万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、まず初めに、歳出よりご説明いたします。

10ページ、11ページをお開き願います。

今回の歳出の補正は、1款の総務費、2款の保険給付費及び6款の保健事業費の大きく3点になります。

1点目の1款の総務費ですが、一般管理費の手数料63万円につきましては、医療機関でのオンライン資格確認を見据えたマイナンバーカードの関係の啓発用リーフレット等を被保険者証の更新時に一緒に郵送するため、かさ増しとなる郵便代でございませぬ。

また、賦課徴収費、印刷製本費56万1,000円につきましては、今年度から新システム運用開始による随時移動分の納税通知書印刷代等になります。

趣旨普及費11万5,000円ですが、こちらは、前段で説明申し上げましたマイナンバーカード関係の啓発用のリーフレット代になります。

続きまして、2点目の保険給付費でございませぬが、こちらは、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金300万円でございます。現時点で亶理町国民健康保険の被保険者での該当は確認はしておりませぬが、今後の第2波等の再流行も懸念されますので、今回予算措置をさせていただいております。

3点目の6款の保健事業費の特定健康審査事業費1,050万5,000円の減額補正ですが、現在国が推し進めております高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けて、別々の会計にまたがっています今現在の事業費を一般会計に組替えをしまして、改めて当該事業費等を整理するものでございます。

今回組替え整理、減額する事業内容は、もともと宮城県後期高齢者医療広域連合から受託して実施している事業であります特定健康審査等事業費のうち、後期高齢者医療制度に該当する75歳以上のシルバー健康審査事業費になります。

続きまして、歳入をご説明いたします。8ページ、9ページをお開き願います。

今回の歳入の補正は、4款の県支出金、6款の繰入金及び8款の諸収入の3点になります。

1点目の4款の県支出金につきましては、特別調整交付金といたしまして、歳出の1款総務費の中の趣旨普及費、マイナンバーカード関係の啓発用リーフレット代11万5,000円並びに歳出2款保険給付費の傷病手当金300万円に対応した財源になる特別調整交付金311万5,000円になります。

続きまして、2点目は、最初に8款の諸収入についてご説明いたします。

歳出で説明しましたとおり、宮城県後期高齢者医療広域連合から受託している後期高齢者医療制度に該当する75歳以上のシルバー健康審査事業について、今回組替え、整理、減額をしております。シルバー健康審査事業の財源につきましては、元来から8款の諸収入の特定健康審査受託料と6款の繰入金の一般会計からの事務費繰入金の2つを財源としております。今回8款諸収入の特定健康審査受託料については、当初予算に計上しております962万1,000円の全額を減額補正することになります。

最後の3点目の6款繰入金の一般会計からの事務費繰入金についてですが、今回の補正は、歳出1款総務費の中の一般管理費郵便代63万円並びに賦課徴収費納税通知書印刷代56万1,000円を合わせて追加分が119万1,000円でございます。ただし、減額分といたしまして、シルバー健康審査事業費分が88万4,000円となりますので、追加分、減額分相殺いたしまして、30万7,000円の追加補正になります。

以上で説明は終わります。よろしく申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第62号 令和2年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号 令和2年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は14時15分といたします。休憩。

午後2時05分 休憩

午後2時15分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議案第63号 令和2年度亙理町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第16、議案第63号 令和2年度亙理町公共下水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸君） 議案第63号 令和2年度亙理町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

それでは、別冊の令和2年度亙理町公共下水道事業会計補正予算書（第1号）をご用意いたします。

1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、公共下水道事業特別会計の公営企業移行に伴い発生した案件でございます。

特別会計から企業会計に移行した初年度、本年度につきましては、打切決算となりますので、出納整理期間が存在しないこととなります。代わりに、その期間の支出を目的として、特例的支出という科目を設けております。

令和元年度事業につきましては、令和元年度内に特別会計で支出を行い、支出が4月以降となる場合には、令和2年度の特例的支出から支出するべく、当初予算の編成を行っていたところであります。

しかしながら、2月末に完了予定しておりました複数の工事で3月末まで工期を延長する必要があるため、特例的支出に不足が生じることとなり、本年度予算から暫時支出を行っております。

その結果、本年度の工事請負費に1億5,047万7,000円の不足を生じることから、今回補正を行うものです。

なお、今回の財源につきましては、特別会計から移行した資金を充当するため、他の会計からの繰入金等は発生しないものでございます。

議案第63号 令和2年度亘理町公共下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和2年度亘理町公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額は、次のとおり補正する。

支出第1款資本的支出第1項建設改良費、既決予定額4億8,230万円、補正予算額1億5,047万7,000円増額。計6億3,277万7,000円とするものでございます。

それでは、2ページ、3ページをお開きください。

資本的支出1款1項1目管渠等建設費の工事請負費について、1億5,047万7,000円増額するものです。

以上で議案第63号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第63号 令和2年度亘理町公共下水道事業会計補正予算（第1

号)の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(佐藤 實君) 異議なしと認めます。よって、議案第63号 令和2年度亘理町公共下水道事業会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

日程第17 報告第11号 繰越明許費繰越計算書について(令和元年度
亘理町一般会計予算)

議長(佐藤 實君) 日程第17、報告第11号 繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長(佐藤 實君) 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長(大堀俊之君) 報告第11号 繰越明許費繰越計算書についてご説明させていただきます。議案書の46ページをお開き願います。

報告第11号 繰越明許費繰越計算書について。

令和元年度亘理町一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。

この内容につきましては、これまでご承認頂いておりました令和元年度予算の繰越明許費について、繰越額が確定したことに伴い、今回ご報告申し上げるものでございます。

繰越事業は、主に東日本大震災に関連する復興事業及び今年の台風19号等の影響に関連する復旧事業等のほか、国の補正予算に係る小中学校の工事費等であり、個別事業といたしましては、46ページ上段の2款1項総務管理費、第24回亘理町中学生海外派遣事業の翌年度繰越額646万円から次ページ、47ページの下段になります11款2項公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業(町道上郡小山線)における翌年度繰越額318万4,000円までとなっております。

これら全てを合計すると、31事業、翌年度繰越額が11億2,106万9,000円に確定したことを報告するものでございます。

以上で、報告第11号 繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第11号 繰越明許費繰越計算書についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますのでご了承願います。

日程第18 報告第12号 繰越明許費繰越計算書について（令和元年度
巨理町公共下水道事業特別会計予算）

議長（佐藤 實君） 日程第18、報告第12号 繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸君） それでは、報告第12号 繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

それでは、議案書の48ページをお開きください。

これにつきましても、繰越額が確定したことにより報告するものでございます。

令和元年度巨理町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

内容でございますが、上段の2款下水道事業費1項公共下水道事業費、社会資本整備総合交付金事業、金額9,267万4,000円、翌年度繰越額7,567万4,000円。下の段になりますけれども、2款下水道事業費1項公共下水道事業費、公共下水道事業（単独事業）、金額1,500万円、翌年度繰越額1,500万円。合計金額1億767万4,000円。翌年度繰越額9,067万4,000円。

2事業の翌年度繰越額が確定したことにより報告するものでございます。

以上で、報告第12号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で日程第18、報告第12号 繰越明許費繰越計算書についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますのでご了承願います。

日程第19 報告第13号 事故繰越し繰越計算書について（令和元年度
巨理町一般会計予算）

議長（佐藤 實君） 日程第19、報告第13号 事故繰越し繰越計算書についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 報告第13号 事故繰越し繰越計算書についてご説明させていただきます。49ページをご覧ください。

報告第13号 事故繰越し繰越計算書について。

令和元年度亙理町一般会計予算の事故繰越しは、次のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により議会に報告するものであります。

本件につきましては、令和元年度一般会計予算における繰越事業において、避けがたい事故により年度内の事業が完了できなかった事業について、事故繰越しにより翌年度に繰り越したものであります。

個別事業として、8款4項都市計画費、事業名、避難道路新設・整備事業（町道五十刈線）になりますが、支出負担行為額2,405万3,945円のうち、翌年度繰越額が778万2,000円となっております。

町道五十刈線の整備事業の工事の進捗状況から、公有財産購入費及び補償費等について次年度へ繰り越すものになります。

以上で報告第13号 事故繰越し繰越計算書についての説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で日程第19、事故繰越し繰越計算書についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますのでご了承願います。

日程第20 報告第14号 令和元年度亙理町水道事業会計予算繰越計算書について

議長（佐藤 實君） 日程第20、報告第14号 令和元年度亙理町水道事業会計予算繰越計算書についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸君） 報告第14号 令和元年度亙理町水道事業会計予算繰越計算書

についてご説明申し上げます。

それでは、別冊の令和元年度亙理町水道事業会計予算繰越計算書をご用意ください。

1 ページをお開きください。

これにつきましても、繰越額が確定したことにより報告するものでございます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

2 ページ、3 ページをお開きください。

内容でございますが、1 款資本的支出 1 項建設改良費、事業名、改良事業費、予算計上額 2 億6,765万6,000円、支払い義務発生額 1 億7,065万6,000円、翌年度繰越額8,800万円。避難道路関連 2 工事のほか 1 工事の合計でございます。

以上で報告第14号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第14号 令和元年度亙理町水道事業会計予算繰越計算書についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますのでご了承願います。

日程第 2 1 委員会の閉会中の継続審査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第21、委員会の閉会中の継続審査申出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 教育福祉常任委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。教育福祉常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、教育福祉委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第 2 2 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第22、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和2年6月第6回亘理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時30分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 佐藤 正 司

署名議員 鈴木 高 行